

高齢者施設等管理者・施設長 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

高齢者施設等における協力医療機関等との連携状況等調査等について（依頼）

日ごろより、本府の新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする府政の推進にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナについては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）上の5類感染症に位置づけることとされ、これを受け、本府は第87回大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部会議（下記「5. 資料（1）」）において方向性を示しました。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症推進対策本部事務連絡）（下記「5. 資料（2）」）において、新型コロナの位置づけ変更後の医療提供体制の基本的考え方等が示され、高齢者施設等における対応については、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続するとされたところです。

高齢者施設等における医療支援については、これまでも「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援のさらなる強化等）の考え方について」（令和4年4月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）（下記「5. 資料（3）」）等により、感染制御や業務継続の支援体制の整備や、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の事前確保の取組みを進めていただいていたものと存じます。

高齢者施設等におかれましては、引き続き医師による往診等の医療支援が行われ、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制とすることが必要であり、新型コロナ患者に係る往診や電話等による相談、入院の要否の判断及び入院調整に対応できる医療機関の確保の取組みをより一層強化する必要があります。

つきましては、こうした医療機関等との連携状況等について改めて確認する必要があるため、標記調査について下記のとおり実施しますので、5月7日（日）までに回答いただきますよう、お願いいたします。

なお、5月8日以降、施設内療養を行う高齢者施設等への補助（国制度：施設内療養者1名あたり最大30万円）については、調査時点で高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件（下記「1. 調査内容」すべて）を満たす高齢者施設等に限り補助することとして

います。

また、高齢者施設等における令和5年度の新型コロナワクチン接種について、下記「5. 資料(4)」のとおり通知がありましたので、希望する入所者等に接種が行われるようご対応をお願いします。

※府内の医療機関に対しては、4月17日に本調査の実施について周知するとともに、高齢者施設等との連携について協力依頼を行う予定です。

記

1. 調査内容

(1) 医療機関(①～③を行う)の確保について

① 施設からの電話等による相談への対応

② 施設への往診(オンライン診療含む)

③ 入院の可否の判断や入院調整(当該医療機関以外への入院調整も含む)

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施について

(3) オミクロン株ワクチンの接種について

2. 対象施設：大阪府内(政令市・中核市を含む)に所在する次の施設

介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
(併設の短期入所事業所は本体施設でまとめて回答してください。)

3. 調査期間：令和5年4月14日(金)～同5月7日(日)

4. 回答方法

下記URLにアクセスいただき、回答してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/iryoukikanrenkei/index.html>

5. 資料

(1) 「新型コロナウイルス感染症5類感染症への位置づけ変更について」(令和5年3月22日第87回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議【資料1-1】)

※高齢者施設等対策について、P34～36「8 高齢施設等対策」をご参照ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00448575/1-1_230322_5rui%20.pdf.pdf

(2) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症推進対策本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001086594.pdf>

(3) 「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療体制の対策徹底を踏まえた対応について(高齢者施設等における医療支援のさらなる強化等)の考え方について」(令和4年4月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000925125.pdf>

(4) 「高齢者施設等における令和5年度の新型コロナワクチン接種について」(令和5年4月4日厚生労働省健康局予防接種担当参事官室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001083714.pdf>

問い合わせ先

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
施設指導グループ 神野、新、神牧、川井
電話：06-6941-0351(代表)
内線：4495, 4479